

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第五項及び第七項の規定によつて、広島高速道路公社における再発防止策の内容及びその有効性等に関する監査を実施したので、同条第九項の規定によつて、別冊のとおり公表する。

令和二年三月三十日

同	同	同	広島県監査委員
同	同	同	松岡
同	同	同	金口
同	同	同	宏道
同	同	同	川上
同	同	同	俊生
同	同	同	幸生